## 議案第27号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

## 提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年墨田区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非 常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職 員

第15条第1項中「勤務時間」の次に「(前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間があるない範囲内で行うものとする。

第16条中「及び幼稚園教育職員の給与に関する条例」を「、幼稚園教育職員の給与に関する条例」に改め、「第18条第1項」の次に「並びに会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例(令和元年墨田区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第23条第1項から第3項まで」を加え、「及び幼稚園教育職員給与条例第21条」を「、幼稚園教育職員給与条例第21条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第27条」に改め、「給与額」の次に「(同条にあっては、報酬額)」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## (提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、部分休業をすることができない非常勤職員の 対象を見直すとともに、部分休業の承認に係る規定を加えるほか、部分休業の承認を 受けて勤務しない場合の給与の減額方法について定める必要がある。